

事例1：通勤経路が問題になるケース(後遺障害5級相当)

Aさんは神奈川県に住む社会人男性。49歳、パート勤務の妻と、大学1年の一人息子と暮らしている。賃貸住宅に住んでいる

仕事はダブルワークで、甲社の月給30万円、乙社の月給15万円ほど。(甲社には産業医がいて、Aさんの業務はデスクワーク。乙社はレストランで、Aさんの業務は厨房で皿洗いなどのアルバイト。)

Aさんは自動車を所有。(人身傷害は「7000万円、車外OK」、弁護士費用特約あり)

仕事には自転車で通勤している。

1, 事故態様

●月●日、午後7時00分ごろの事故。

Aさんが甲社の仕事を終えて自転車で帰宅途中、信号のない交差点を直進する際、右方からの車にひかれた。

Aさん側に一時停止標識あり。Aさんが一時不停止で交差点に進入したため、過失割合は、「Aさん40:相手60」。

Aさんは甲社を出てから、通勤経路から少し外れた脇道にあるコンビニに立ち寄り、飲み物を買った後に事故に遭った。



2, 事故後の経過

救急病院へ搬送、外傷性クモ膜下出血、脳挫傷、急性硬膜下血腫の診断を受けた。

保存加療の後、1週間ほどで徐々に意識回復。

事故後1カ月でリハビリテーション病院へ転院。

事故後4ヶ月の時点で、身体的にはほぼ自立。自宅退院を目指している。

会話はできるが、記憶障害、注意障害が顕著。

3, 現状で想定される自賠償と労災の後遺障害等級

各々、想定される後遺障害等級は5級程度と思われる。

5級:神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの

4, 課題

- ① ダブルワークで労災が支給決定されるまでのスケジュールは？
- ② リハビリテーション病院退院後の進路
- ③ 各種書類の手続きと時期(自賠責や人身傷害との兼ね合いから、症状固定はいつ?)
- ④ ダブルワークの場合の休業補償はどうなるのか？
- ⑤ ダブルワークと就労支援との兼ね合い
- ⑥ 就労に向けた支援のスケジュール
- ⑦ 就労に向けた産業医との打合せ

事例2：会社が労災未加入のケース(後遺障害2級)

Bさんは埼玉県に住む男性、72歳。65歳で会社を定年退職して以来、7年ほど工場にアルバイト勤務。

40年前に妻と離婚。妻と実子は福島県で暮らしている。

Bさんは車の所有無し。

1, 事故態様

●月●日、午後6時00分ごろの事故。

Bさんがアルバイトが終わり、徒歩で職場近くの道路を渡る際、直進車両にひかれた。

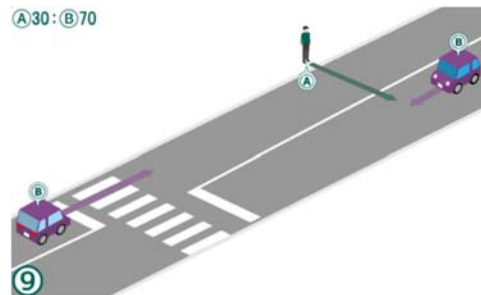
事故状況を職場の同僚が目撃していて、その同僚が救急車を呼ぶなど救護活動を行ってくれた。

車との衝突地点から数十メートル先に横断歩道があるが、Bさんは横断歩道の無い箇所を横断していたため、過失割合は、「Bさん30:相手70」。

Bさんの元妻と実子に事故連絡が入り、事故から2週間後に二人で病院へ出向いてくれた。元妻と実子がBさんの勤務先代表と話し合ったところ、「うちの会社は労災に入っていないから、すべて損保会社に対応してもらってくれ」と言われた。

このことを元妻と実子が加害者側損保会社に伝えたところ、「当社では治療費の対応はしない。絶対に労災を使うように」と言われた。

元妻と実子はどうしたら良いか困り、法律相談に出向いたところ、「まずは後見人を見つけなければ弁護士との委任契約ができない。」と言われ、何も進められなくなっている。



2, 事故後の経過

救急病院へ搬送、外傷性クモ膜下出血、脳挫傷、びまん性軸索損傷の診断。

保存的加療の後、2週間ほどで徐々に意識回復。

事故後1カ月半でリハビリテーション病院に転院。

事故後5ヶ月の時点で、左片麻痺と、顕著な高次脳機能障害が残っている。

リハビリレベルで歩行器移動。食事は箸で常食を食べられるが、食べ始めると他の患者の食事まで手をのばして食べようとするので、見守りが必要。

事理弁識能力に欠ける。

3, 現状で想定される自賠償と労災の後遺障害等級

各々、想定される後遺障害等級は(別表1)2級程度と思われる。

(別表1)2級:神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの

4, 課題

- ① 早期に労災適用とするためには？
- ② 後見人がいないと弁護士は一切対応できないのか？
- ③ 本ケースの場合の後見人申立て時期と、後見人候補者は？
- ④ 労災適用されるまでの経済的問題
- ⑤ リハビリテーション病院退院後の進路
- ⑥ 各種書類の手続きと時期(症状固定の時期をどう判断するか？)
- ⑦ 労災のケアプラザの存在とは
<https://www.rousaisc.or.jp/center/plazaList.html>
- ⑧ ナスバの介護料と労災の介護料のメリットデメリット(労災の介護料は損害賠償から控除される)

事例3：過失0%で労災にしなかったケース(後遺障害3級相当)

Cさんは都内に住む男性、61歳。妻と二人暮らし、社会人になった一人息子が大阪で暮らしている。Cさんは路線バスで会社に通勤。

本件事故は、定年後の再就職(アルバイト)し出勤初日での事故。

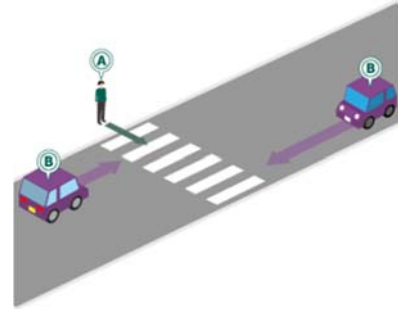
1, 事故態様

●月●日、午後8時00分ごろの事故。

Cさんが仕事を終えて、会社社屋からバス停へ向かう途中、バス停近くの横断歩道を渡る際に、飲酒運転の直進車両にひかれた。

過失割合は、「Cさん0:相手100」。

Cさん側親族は加害者および加害者側損保会社の対応に激高。後日、損保会社の担当者が代わり、妻に対して、「治療費等はすべて当社が負担する」と話したことで、治療費は自由診療で損保会社が支払いスタート。



2, 事故後の経過

救急病院へ搬送、重症頭部外傷(前頭葉挫傷、びまん性軸索損傷)と診断を受けた。

10日ほどで徐々に意識回復したが、興奮、せん妄がみられ抗精神病薬処方。

事故後1か月ほどでリハビリテーション病院へ転院したが、易怒性、こだわり、大声があり、他の患者からクレームが出ている。

身体的には、軽度の左片麻痺があるが、介助により立位可能。ADLは部分的に指示を要する。

3, 現状で想定される自賠償と労災の後遺障害等級

各々、想定される後遺障害等級は3級程度と思われる。

3級:神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの

4, 課題

- ① リハビリテーション病院退院後の進路
- ② 本ケースは先に自由診療で治療費清算をしてきたが、後日労災適用とするには？(あるいは、健保第三者行為で治療費清算をスタートした後に労災適用とする場合は？)
- ③ アルバイト初日でも労災が適用できるか？
- ④ 労災の療養給付(医療費)や休業給付を使わずに経過してきた場合でも、後日、傷病年金や障害給付を申請できるか？時効の問題は？
- ⑤ 就労支援を目指す場合のスケジュール
- ⑥ 各種書類の手続きと時期(本ケースでの症状固定時期)

参考

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

テーマ別に探す | 報道・広報 | **政策について** | 厚生労働省について

ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 雇用・労働 > 労働基準 > よくある質問 > 労災保険に関するQ&A > 7-5 労災

7-5 労災保険の各種給付の請求はいつまでできますか。

回答

給付金	時効
療養(補償)給付	療養の費用を支出した日ごとに請求権が発生し、その翌日から2年
休業(補償)給付	賃金を受けない日ごとに請求権が発生し、その翌日から2年
遺族(補償)年金	被災労働者が亡くなった日の翌日から5年
遺族(補償)一時金	被災労働者が亡くなった日の翌日から5年
葬祭料(葬祭給付)	被災労働者が亡くなった日の翌日から2年
未支給の保険給付・特別支給金	それぞれの保険給付と同じ
傷病(補償)年金	監督署長の職権により移行されるため請求時効はない。
障害(補償)給付	傷病が治癒した日の翌日から5年
介護(補償)給付	介護を受けた月の翌月の1日から2年
二次健康診断等給付金	一次健康診断の受診日から3ヶ月以内

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

ホーム | Google カスタム検索

テーマ別に探す | 報道・広報 | 政策について | 厚生労働省について | 統計情報・白書 | 所管

ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 雇用・労働 > 労働基準 > 労災補償 > 社会復帰促進等事業

社会復帰促進等事業

社会復帰促進等事業の概要

社会復帰促進等事業とは

労災保険制度で、事業主の皆様からお支払いいただいた労働保険料の一部で、以下の3つの事業を行うものです。

- 社会復帰促進事業**
被災労働者の円滑な社会復帰を促進するために必要な事業
- 被災労働者等援護事業**
被災労働者とその遺族の援護を図るために必要な事業
- 安全衛生確保等事業**
労働者の安全と衛生の確保などのために必要な事業